

報告第 60 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年10月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金51,890円也

3 損害賠償の原因

令和2年10月8日、相手方の自宅前の道路において、公用車を方向転換するため後方に動かした際、公用車の右後部が相手方所有の物置に接触し損傷させたことによる。

報告第 61 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年11月4日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金31,625円也

3 損害賠償の原因

令和2年9月24日、盛岡市山岸四丁目地内において、市道山岸8号線を自動車で走行中、道路上の破損した側溝に車両を乗り上げ、車両を損傷したことによる。

報告第 62 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年11月4日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損害賠償の額 金 6,250円也

3 損害賠償の原因

令和2年10月2日、盛岡市仙北二丁目地内において、市道向中野線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 63 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和 2 年 12 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第8号の規定により、専決処分する。

工事件名	変更内容	専決処分年月日
盛岡市立仁王小学校校舎大規模改修（建築主体）工事	契約金額「790,900,000円」を「796,412,100円」に改める。	令和 2 年 11 月 13 日

報告第 64 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第8号の規定により、専決処分する。

工事件名	変更内容	専決処分年月日
盛岡市立飯岡小学校校舎増築等 (建築主体) 工事	契約金額「264,990,000円」を 「268,532,000円」に改める。	令和2年11月13日